

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年3月策定

1 現状

(1) 職種ごとの人数・平均給与・平均年齢等のデータ及び民間従業員のデータ

区 分	蟹 江 町				民 間			A / B
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
全 体	27 人	51.3 歳	234,400 円	261,975 円	—	— 歳	— 円	—
学校給食員	12 人	49.1 歳	228,600 円	250,813 円	調理師	41.0 歳	281,400 円	0.89
用務員	7 人	57.9 歳	255,600 円	285,689 円	用務員	53.9 歳	227,200 円	1.26
その他	8 人	48.9 歳	224,600 円	257,970 円	—	— 歳	— 円	—

- ※「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
- ※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当などの諸手当の額を合計したものです。
- ※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。
(平成16年～18年の3ヶ年平均)
- ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

(2) 職種ごとの年齢別職員数

(平成19年4月1日現在)

区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
	全 体	人	人	人	人	人	1 人	2 人	7 人	1 人	8 人	8 人	
学校給食員							1	5	1	5			12
用務員										1	6		7
その他						1	1	2		2	2		8

(3) その他給与に関する事項

①給料表

すべての技能労務職員に国の行政職給料表（二）を適用しています。

②各種手当

一般職員と同等です。特殊勤務手当については現在、技能労務職員のみを支給対象とした種別はありません。

③昇給基準

毎年4月1日に前1年間の勤務成績に応じて、4号給（55歳を超える場合は2号給）を標準としています。

2 基本的な考え方

職員の定員管理は、蟹江町行政改革集中プラン及び第2次蟹江町定員適正化計画に基づき、職員の定員管理の適正化を図っている現状であり、技能労務職員についても平成14年度より退職者不補充とし、現在、新規の採用は行っておりません。

今後も引き続き、技能労務職員の職務性や職務内容を考慮しながら、職員の適正配置に努めるとともに、さらなる定員管理の適正化に向けた取組を推進していきます。

3 具体的な取組内容

給料表については、現在、国に準拠した取扱いとなっており、見直しは考えておりません。ただし、国の給料表が改定となった場合は、同様の見直しを行います。

また、昇給の基準について、技能労務職員だけでなく、全職種を対象とした人事考課制度の導入を近隣市町村の動向を踏まえて、引き続き、検討していきます。

4 その他

技能労務職員については、年齢の高齢化（平均年齢51.3歳）とともに、平成14年度から実施している退職者不補充のため、定年退職等により年々職員数が減少している傾向にあります。5年後の平成24年度には、現在の3分の1の技能労務職員が退職する見込みです。このような年度ごとの退職者数を注視しながら、技能労務職員の職務性等を考慮して、業務の見直しや統廃合を検討していきます。